

令和6年11月21日
記者発表資料

令和6年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

9月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

| 会計別 | 前回までの 累計額 | 11月補正予算額 | 11月現計予算額 | (参考) 6年度11現/ 5年度11現 |
|------|--------------|----------|-----------|---------------------------|
| 一般会計 | 21,216.04 | 0.44 | 21,216.48 | 92.4 |
| 特別会計 | 22,471.37 | 9.97 | 22,481.34 | 99.6 |
| 企業会計 | 1,603.20 | — | 1,603.20 | 97.8 |
| 計 | 45,290.63 | 10.41 | 45,301.04 | 96.1 |

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

| 款別 | 前回までの 累計額 | 11月補正予算額 | 11月現計予算額 |
|-----|--------------|----------|-----------|
| 繰越金 | 1.67 | 0.05 | 1.72 |
| 県債 | 1,083.85 | 0.39 | 1,084.24 |
| その他 | 20,130.52 | — | 20,130.52 |
| 計 | 21,216.04 | 0.44 | 21,216.48 |

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

- 浦島合同庁舎（仮称）新築工事に関する継続費の変更 4,400万円

【継続費変更】 34億7,000万円 [令和5年度～令和9年度]

※変更前 31億9,100万円 [令和5年度～令和9年度]

浦島合同庁舎（仮称）の新築工事について、物価高騰の影響等による工事費の増額に対応するため、既設定の継続費を変更する。

[産業労働局管理担当課長 電話 045-210-5512]

- 県営住宅の建替えに関する債務負担行為の設定等（県営住宅事業会計）

県営上溝団地（相模原市中央区光が丘）及び県営追浜第一団地（横須賀市追浜本町）の建替えについて、物価高騰の影響等による工事費の増額に対応するため、債務負担行為の設定等を行う。

- (1) 県営上溝団地特定事業費 9億9,727万円

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和9年度
限度額 10億3,766万円

- (2) 県営追浜第一団地特定事業費

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和7年度
限度額 6億3,094万円

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

- ゼロ県債の設定（P3～4参照）

【債務負担行為の設定】 期 間 令和6年度～令和7年度
限度額（総額） 164億5,625万円

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和7年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

ゼロ県債の設定

1 目的

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和7年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒して年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ **ゼロ県債**（当該年度の支出が**ゼロ**の**県費**（**債**）債務負担行為）
 翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒して発注するために設定する県費債務負担行為

| | | |
|--------------|-----------|----------------------|
| 2 設定額 | 債務負担行為の総額 | 164 億 5,625 万円（過去最大） |
| | 【内訳】 一般会計 | 92 億 8,005 万円 |
| | 特別会計 | 3 億 6,056 万円 |
| | 企業会計 | 68 億 1,563 万円 |

<参考：近年の推移>

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 95.1億円 (350箇所) | 129.2億円 (447箇所) | 151.2億円 (484箇所) | 159.0億円 (502箇所) | 164.5億円 (536箇所) |

3 ゼロ県債のメリット

（中小企業者への効果）

- ・ 端境期における仕事量の確保
- ・ 年間事業量の平準化（※）
- ・ 資材購入や雇用の早期実施
- ・ 円滑な融資の確保

（地域への効果）

- ・ 災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業に係る効果の早期発現
- ・ 企業活動そのものを活性化させる景気対策上の効果

※ 平準化の取組

- ゼロ県債を積極的に活用し、4月～6月期の工事稼働件数を確保することにより、平準化率の改善に向けた取組を推進
- 全庁的な推進体制として、「施工時期等の平準化推進会議」を設置
- 平準化率の目標は0.80

（参考）平準化率の推移

| 令和3年度 実績 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 実績 | 令和6年度 見込 | 令和7年度 見込 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 0.71 | 0.77 | 0.78 | 0.76 | 0.81 |

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の月当たり工事平均稼働件数}}{\text{年度全体の月当たり工事平均稼働件数}}$$

問合せ先

（ゼロ県債全般について）

総務局財政部財政課

副課長 高橋 電話 045-210-2251

（平準化の取組について）

県土整備局事業管理部県土整備経理課

課長 藤野 電話 045-210-6070

ゼロ県債の設定（令和6年度）

| 配慮業種 | 事 項 | 箇所数 | 債務負担行為 設定限度額 | 事業内容 ・ 箇所等 |
|-------------------------|---------------------|-----|-----------------|-------------------------------------|
| ① 建設業 （工事関係） | 治山事業費 ほか | 7 | 1億6,255万円 | 谷止工 南足柄市矢倉沢 ほか |
| | 道路補修費 ほか | 96 | 31億9,300万円 | 舗装工 国道129号 厚木市船子 ほか |
| | 河川修繕費 ほか | 33 | 13億1,700万円 | 転落防止柵工 柏尾川（鎌倉市寺分） ほか |
| | 高等学校施設整備工事費 ほか | 4 | 6億3,682万円 | 耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務 横浜翠嵐高校柔剣道場 ほか |
| | 交通安全施設整備費 | 53 | 1億8,000万円 | 道路標識製作設置工事 相模原警察署管内 ほか |
| | 老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか | 61 | 65億5,307万円 | 基幹管路更新工事 8箇所 配水管改良工事 43箇所 ほか |
| | （小計） | 254 | 120億4,246万円 | |
| ② 設計 コンサル タレント | 道路補修費 ほか | 28 | 5億3,317万円 | 発注者支援業務 国道134号 茅ヶ崎市東海岸南三丁目 ほか |
| | 河川改修事業費 ほか | 60 | 6億9,680万円 | 発注者支援業務 金目川（大磯町高麗一丁目） ほか |
| | 高等学校施設整備工事関連費 ほか | 9 | 1億8,405万円 | 工事設計積算・技術業務 川和高校 ほか |
| | （小計） | 97 | 14億1,402万円 | |
| ③ 塗装業 | 交通安全施設整備費 ほか | 40 | 7億1,095万円 | 道路標示塗装業務 相模原警察署管内 ほか |
| | （小計） | 40 | 7億1,095万円 | |
| ④ 電気設備業 | 水防情報基盤緊急整備事業費 ほか | 5 | 1億7,440万円 | 簡易カメラ設置工・簡易水位計設置工 境川（藤沢市朝日町） ほか |
| | 交通安全施設整備費 ほか | 29 | 1億6,021万円 | 交通信号機改良等工事 下の原交差点 他26交差点 ほか |
| | （小計） | 34 | 3億3,462万円 | |
| ⑤ 測量業 | 河川修繕費 ほか | 20 | 2億4,280万円 | 定期縦横断測量 引地川（藤沢市鵜沼海岸四丁目） ほか |
| | （小計） | 20 | 2億4,280万円 | |
| ⑥ その他 | 水源林整備事業費 ほか | 38 | 5億3,094万円 | 森林整備 南足柄市塚原 ほか |
| | 河川修繕費 ほか | 53 | 11億8,044万円 | 除草・伐木工 鳩川（相模原市南区新戸） ほか |
| | （小計） | 91 | 17億1,139万円 | |
| 合 計 | | 536 | 164億5,625万円 | |

（注） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

| 区 分 | 提案件数 |
|-----------------------|------|
| 条 例 の 制 定 | 1 件 |
| 条 例 の 改 正 | 15 件 |
| 工 事 請 負 契 約 の 締 結 | 1 件 |
| 工 事 請 負 契 約 の 変 更 | 1 件 |
| 動 産 の 取 得 | 1 件 |
| 指 定 管 理 者 の 指 定 | 1 件 |
| 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更 | 1 件 |
| そ の 他 | 3 件 |
| 計 | 24 件 |
| (参考)11月補正予算 | 6 件 |
| 合 計 | 30 件 |

2 主な条例案

【条例の制定】

○ 神奈川県子ども目線の施策推進条例(P10参照)

子ども基本法の趣旨等を踏まえ、子ども目線の施策を推進するため、基本理念並びに県、事業者及び県民の責務等について定める条例を制定する。

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例
神奈川県規則を公布する際の知事の署名を廃止するため、所要の改正を行う。
[政策局政策部政策法務課長 電話 045-210-2410]

- 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の事務を横浜市及び川崎市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。
[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
令和6年度より採用を開始した、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員に昇給の規定を適用させるため、所要の改正を行う。
[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例
くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料等のキャッシュレス化を進め、収入証紙利用終了の体制が整った手数料の規定を削除するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例
旅券法施行令の一部改正に伴い、パスポート発給申請手続の全面オンライン化による業務内容等の変化に対応するため、一般旅券発給手数料の額を改定するなど、所要の改正を行う。
[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
内閣府令の一部改正に伴い、給付金として支払を受けた金銭の管理に関する規定の対象に母子生活支援施設を追加するため、所要の改正を行う。
[福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長 電話 045-210-4650]

- 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
厚生労働省令の一部改正に伴い、救護施設において個別支援計画を策定する規定を追加するなど、所要の改正を行う。
[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

○ 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

神奈川県総合リハビリテーション病院を紹介受診重点医療機関に位置付けることに伴い、他の医療機関からの紹介状なしで受診した患者に対する利用料金を改定するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

○ 宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引業の免許の電子申請に係る手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局事業管理部建設業課長 電話 045-285-4244]

○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

湘南港に整備した係留施設について、係留料を設定するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 電話 045-285-0815]

○ 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準法の一部改正により、建築確認の審査項目が増えることに伴い、建築物に関する確認申請等手数料の額を改定するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

○ 神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県警察官に対して支給する被服について、性別による区別等を見直すため、支給する品目を改めるなど、所要の改正を行う。

[警察本部総務部装備課課長代理 電話 045-211-1212 内線2311]

○ 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

悪質な客引き行為等に適切に対応するため、規制を強化するなど、所要の改正を行う。

[警察本部生活安全部生活安全総務課課長代理 電話 045-211-1212 内線3020]

○ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

道路交通法の一部改正等により、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録など、手数料を徴収すべき事務が新設されること等に伴い、所要の改正を行う。

[警察本部交通部運転免許本部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線211]

【工事請負契約の締結】

| 名 称 | 工事の場所 | 請負契約者 | 請負契約金額 |
|-----------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約 | 横浜市港南区野庭町1660番地 | 馬淵・新栄特定建設工事共同企業体 | 5億7,752万1,890円 |

[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

【工事請負契約の変更】

工期変更等による請負契約金額の変更に伴い、工事請負契約を変更する。

| 名 称 | 請負契約者 | 請負契約金額 | |
|----------------------------------|--------------|----------------|----------------|
| | | 変更後 | 変更前 |
| 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事(建築-第1工区)請負契約 | 株式会社エス・ケイ・ディ | 7億2,485万7,100円 | 6億3,219万7,940円 |

[健康医療局総務室管理担当課長 電話 045-210-4611]

【動産の取得】

○ 避難者用屋内テント

避難者用屋内テントの備蓄を強化するため、購入契約を締結する。

| 品目 | 数量 | 契約者名 | 契約金額 |
|-----------|--------|----------------------------|-----------|
| 避難者用屋内テント | 5,000張 | 佐川アドバンス株式会社 代表取締役 田辺 正己 | 1億3,200万円 |

[くらし安全防災局防災部危機管理防災課長 電話 045-210-3420]

【指定管理者の指定】

| 施設の名称 | 指定管理者候補 | | 指定期間 |
|-------|---------|-----------------|-----------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 真鶴港 | 真鶴町 | 足柄下郡真鶴町岩244番地の1 | R7.4.1~R11.3.31 |

[県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 電話 045-285-0815]

【指定管理者の指定の変更】

今後の施設の方向性について、十分な検討期間や準備期間を確保するため、現指定管理者の指定期間を延長する。

| 施設の名称 | 指定期間 | | 指定管理者の名称 |
|-----------------|------------------|-----------------|--------------------------|
| | 変更後 | 変更前 | |
| 総合リハビリテーションセンター | H28.4.1~R10.3.31 | H28.4.1~R8.3.31 | 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 |

[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

【その他】

○ 訴訟の提起について

応急仮設住宅(国家公務員宿舎)の不適正居住者に対し、建物等の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和7年度における宝くじの発売限度額を定める。(令和7年度発売総額250億円以内)

[総務局財政部資金調査担当課長 電話 045-210-2290]

○ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標について、令和7年度を初年度とする第四期中期目標を定める。

[健康医療局保健医療部県立病院課長 電話 045-210-5040]

神奈川県こども目線の施策推進条例の概要

1 目的

こども基本法の趣旨等を踏まえ、こども目線の施策を推進するため、基本理念並びに県、事業者及び県民の責務等について定める条例を制定する。

2 制定の経緯

県では、平成19年10月1日に「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」を施行し、様々な子ども・子育て支援を推進してきた。しかし、いじめ、虐待、貧困等のこどもが直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化してきており、これらの問題の中には年齢にかかわらず支援を必要とするものが多く存在している。

また、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」において、こども施策に対するこどもの意見反映が義務化されるなど、当事者であるこどもの視点に立った施策を展開することが国及び地方公共団体において求められている。

3 内容

(1) 「こども目線の施策」とは

こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者等を支援し、及び社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために実施するこどもに関する施策並びにこれと一体的に講ずべき施策をいう。（第2条）

(2) こどもの権利の保障

基本理念の先頭に、生命の尊重、差別を受けないこと、意見の尊重及び最善の利益の考慮等を規定した。（第3条）

(3) こどもの意見表明の機会確保・意見の反映

こどもの社会参画の機会の確保、意見表明と反映及び結果の伝達について、また、こどもが主体的に政策の立案に参加できる取組について新たに規定し、第2章（基本的施策）の先頭に位置付けた。（第9条）

(4) 近年顕在化した課題への対応

こどもの居場所づくり（第17条）、ヤングケアラー（第22条）など、こどもや子育て家庭が直面する課題について、支援等の施策を講じる旨を規定した。

4 施行期日

令和7年4月1日。なお、神奈川県子ども・子育て支援推進条例は、廃止する。

問合せ先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 深石 電話045-210-4660

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 高橋 電話 045-210-2251

予算編成グループ 澁谷 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 石田 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 石井 電話 045-210-3022